家財等の整理・処分について

空き家には、生活していた時の家財等が多く残されている場合があります。早い段階で、家財等を処分しておくと空き家の売却、賃貸、解体等がスムーズに進みます。

○仏壇、神棚等の処分

仏壇や神棚等は簡単に捨てることができず、処分に悩まれている方が多いのではないのでしょうか。しかし、仏壇等が残されたままでは、空き家の売却や解体の妨げとなる場合があります。

仏壇等の処分については、地域や宗派等で種々の方法がありますが、正しい手続きを踏めば、通常の家財と同様に扱うことができる場合もあるため、まずは仏壇・仏具店等に相談してみるとよいでしょう。

○家財等の処分における注意点

空き家の中に荷物が多く残っていると処分が難しくなります。まずは元気なうちに家財等の整理をしておくことも、次の世代に対する責任でもあります。

家財等の処分のうち一般廃棄物の収集・運搬は、市の許可を受けた業者等しか行えませんので、違法な廃品回収業者に処分を依頼しないよう注意してください。許可業者については下記の一覧を確認してください。

小樽市内の収集運搬業許可業者（粗大ごみ）

◇ ㈲大森産業　（住所）小樽市真栄1丁目18番3号　（電話）22-3389
◇ ㈱小樽衛生化学工業　（住所）小樽市桜2丁目26番35号　（電話）54-7506
◇ ㈲小原興業　（住所）小樽市朝里川温泉1丁目219番地4　（電話）54-8316
◇ ㈱クリーンサービス　（住所）小樽市塩谷1丁目5番1号　（電話）64-5300
◇ ㈱北海道木村　（住所）小樽市銭函4丁目161番4号　（電話）0133-72-6028
◇ ㈲松本産業　（住所）小樽市奥沢4丁目28番7号　（電話）34-1677

※市外局番は0134です

※ 詳しくは小樽市ごみ減量推進課（内線323又は462）へ問合せください。

小樽市ごみ減量推進課公式LINE
友達登録でごみの分別方法を検索できます。